

I-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実「自然災害や様々な感染症等の健康危機管理事案に対する体制整備」

事業の実施状況

- 1 (1)健康危機管理連絡会議の開催 1回／目標1回
- (2)東部保健所健康危機対処計画に係る新興感染症を想定した訓練実施 2回／目標1回
- (3)感染管理認定看護師との連絡会 2回／目標2回
院内感染管理チーム看護師連絡会 2回／目標2回
- (4)結核研修会 国東：高齢者施設職員向け研修会 1回／目標1回、東部：採痰研修会 1回／目標1回
- (5)感染症研修会等の開催（高齢者施設職員） 2回／目標2回
- (6)医療法に基づく立入検査を活用したAMR対策の啓発 東部・国東 計71回／目標50回
- (7)感染管理連携カンファレンスでのAMR対策に関する情報提供の実施 4医療機関のカンファレンスにて実施
- 2 (1)受援を含めた災害時医療体制に関する関係機関との協議・訓練実施 3回／目標3回（訓練実施後、別途4回実施）
- (2)有床診療所を含む広域災害救急医療システム（EMIS）入力訓練の実施 1回／目標1回
- (3)災害時アクションカードの訓練、整備 訓練：東部 3回、国東 2回、整備：東部 改定、国東 改定
- (4)市町村等との協働
 - ・難病対策地域連絡会の開催 1回／目標1回
 - 避難訓練の実施 東部1回・国東1回／目標1回
 - ・医療依存度の高い難病患者における市町村の災害時個別避難計画作成のための協議
別府市・杵築市・日出町 1回、国東市・姫島村3回／目標 各市町村1回

事業の成果等

- ・健康危機管理連絡会議や地区保健医療福祉調整本部会議検討会等において、緊急時の連絡体制の確認や、大規模災害時の被害想定及び保健医療活動に関する協議・検討を行ったことにより、管内の健康危機管理体制の整備・充実や、大規模災害時の基幹病院の役割や周囲の開業医等のサポートにより医療機能を維持する地域BCP構築の必要性など今後の課題の検討が図られた。
- ・AMR対策の基本となる「手指消毒」「おむつ交換」をフォーカスして、医療機関が実施する連携カンファレンスや感染指導強化加算ラウンド、保健所が実施する医療法立入検査や各種研修会等を活用し、医療機関と連携した一体的なAMR対策の取組につながった。
- ・医療依存度の高い難病患者の災害時個別支援計画の作成と避難訓練を通して関係機関との連携が強化されたとともに、患者家族と支援者の災害に対する意識の向上が図られた。

今後の方向性・改善計画等

- ・健康危機対処計画に基づく訓練の実施や災害時医療体制に関する関係機関との協議等により、新興感染症及び受援を含めた大規模災害への対応力の向上を図るとともに、大規模災害時における地域BCPの構築に向けた取組・支援を進める。
- ・医療機関や社会福祉施設と連携し一体的にAMR対策（手指消毒、標準予防策の徹底等）を推進する。
- ・在宅療養中の人工呼吸器装着難病患者の同意を得て、個別支援計画を策定する。
- ・難病患者の災害時避難支援に関して自治会及びその他組織と協働した避難訓練の実施ができるよう、市町村との協議を重ねる。

I-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実「食品等衛生対策(営業施設の指導等)の推進」

事業の実施状況

- 1 HACCPに沿った衛生管理実施施設に対する監視指導回数 東部1170回／目標1100回、国東272回／目標250回
- 2 アニサキス等寄生虫に関する講習会実施回数 東部32回／目標13回、国東12回／目標5回
- 3 食品表示に関する講習会実施回数 東部17回／目標13回、国東12回／目標5回
- 4 食物アレルギーに関する情報提供回数 東部1170回／目標1100回、国東272回／目標250回
- 5 レジオネラ属菌検査の未実施営業者に対する文書指導 100％／目標100％(東部77施設、国東対象施設なし)

事業の成果等

- ・アニサキス等寄生虫対策については、県内で寄生虫を原因とする食中毒事例が相次いでいることから重点的に対応を行い、講習会を実施するとともに、さらに刺身等の提供を行う32施設に対して立入指導を行い、寄生虫に関する普及啓発を効果的に図ることができた。
- ・食品表示に関する講習会を実施するとともに、さらに事業者からの個別相談への対応も併せて行うことで、食品表示の適正化を図ることができた。
- ・国内外からの観光客が増加する中、旅館・ホテル等を含む飲食店等において、食物アレルギーに関する情報提供を行うことにより、当該施設での食物アレルギー事故防止を図ることができた。また、食物アレルギーに関する苦情の発生防止も図ることができた(昨年度は3件発生)。
- ・旅館・ホテル、公衆浴場等における衛生対策を推進し、レジオネラ症の集団発生防止を図ることができた。

今後の方向性・改善計画等

- ・既存の営業者に対し、講習会及び監視指導を通して、HACCPに沿った衛生管理の定着を図る。既にHACCPに沿った衛生管理が進んでいる営業施設に対しては、効果の検証と衛生管理の見直しを進め、さらなる衛生管理の向上を図る。
- ・県内有数の観光地である東部保健所管内は多数の旅行者が見込まれるため、特に旅館・ホテル等の監視指導を強化し、衛生管理の向上を図る。
- ・食品表示に関する相談が増えてきているため、他部署とも連携して事業者が作成する表示の適正化を図る。
- ・食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図るため、理解促進に向けた取組を推進する。

Ⅱ-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

事業の実施状況

- 1 (1) 地域・職域連携推進会議の開催 東部 1回／目標 1回、国東 1回／目標 1回
- (2) 健康経営事業所おうえんプロジェクト会議の開催 東部 2回／目標 2回
健康経営セミナーの開催 東部 2回／目標 2回、国東 1回／目標 1回
青壮年期の健康づくりに係る市町村支援 東部17回／目標 5回、国東 4回／目標 5回
学生等と協働した健康づくりに関する普及啓発 東部 3回／目標 3回
- 2 (1) 保健事業連絡会の開催 各市町村 1回／目標 各市町村 1回
- (2) 食の健康応援団店舗数の増加 12店舗／目標 新規10店舗
- (3) 糖尿病重症化予防に係る市町村支援 東部 1回／目標 1回、国東18回／目標 1回
糖尿病性腎症重症化予防検討会の開催 東部 2回／目標 2回（別途、国東 1回）

事業の成果等

- ・地域・職域連携推進会議や健康経営おうえんプロジェクト会議で、関係機関と課題や取組の方向性を確認することができた。また、健康寿命日本一おうえん企業等と協働し、健康経営セミナーを開催し、事業所の健康経営の取組みを支援した。
 - ①健康経営事業所登録数：東部326カ所（R7.3）→ 328カ所（R8.3月末） 国東60カ所（R7.3）→62カ所（R8.3）
 - ②健康経営認定事業所数：東部124カ所（R7.3）→ 131カ所（R8.3月末） 国東26カ所（R7.3）→20カ所（R8.3）
- ・食の健康応援団の新規登録店舗増により食の環境整備を図り、住民が健康に配慮した食事をするための選択肢が広がった。
- ・全市町村で保健事業連絡会を開催し、災害対策や保健事業に関する情報交換を行ったことにより、市町村と保健所の連携強化や効果的な災害時保健活動の一助となった。
- ・糖尿病性腎症の重症化を予防するため、R7年からは糖尿病重症化予防検討会を開催し事例をもとにかかりつけ医と専門医の有機的な連携の促進を図った。

今後の方向性・改善計画等

- ・働き盛り世代へのアプローチは無関心層の多いため、多様な取組が必要となる。行政や健康日本おうえん企業等と協働した活動が推進されるよう取組を呼びかける。また健康経営事業所への支援により「職場での健康づくり」を推進を図る。
- ・働く世代が中食や外食でも健康に配慮した食事を選択できるよう食の環境整備を行い、食の健康応援団登録店舗数の拡大を図るとともに一人ひとりが食を選択する力を習得できるよう食育人材バンクを通じて学びの機会を支援していく。
- ・糖尿病の重症化を予防するため、かかりつけ医（歯科を含む）と専門医との連携強化を図る。

Ⅱ-② 健康寿命日本一に向けた取組「地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進」

事業の実施状況

- 1 (1) 在宅医療・介護連携に係る担当者会議実施 2回／目標2回→ 1回目 11/20、2回目 12/11)
- (2) 地域医療構想調整会議の開催 3回／目標2回
- (3) 入退院時情報共有ルールの周知及び運用状況調査結果の還元 6回／目標5回
- (4) 看護ネットワーク推進会議の開催 東部11回/目標10回、国東6回／目標6回
- (5) 地域連携看護師ネットワーク会議の開催 5回／目標5回
- (6) 精神障がい者にも対応した地域包括システム推進代表者会議、実務者会議の開催 各2回／目標 各1回
企画会議 3回／目標2回
- (7) 精神科との連絡会 1回／目標1回
- (8) 難病患者の退院時カンファレンス及びケア会議への参加 東部：退院時カンファレンス 実績なし、ケア会議 6名9回／目標 随時
国東：退院時カンファレンス 1名1回、ケース会議2名4回／目標 随時
- 2 (1) 在宅医療介護連携推進のための研修実施 1回／目標1回
- (2) 看護連携強化フォーラムの開催 東部1回／目標1回、国東1回／目標1回)
- (3) 相互交流体験事業の実施
 - ・研修受け入れ機関 19機関／目標20機関（東部11機関／目標15機関、国東8機関／目標5機関）
 - ・体験人数 39人／目標35人（東部16人／目標25人、国東23人/目標10人）

事業の成果等

- ・在宅医療・介護連携に係る担当者会議を開催し、各市町村と在宅医療・介護連携に係る情報交換・共有を行った。また、研修会や各市町村の会議の場等を活用し、地域医療構想の視点や課題も踏まえ、入退院時情報共有ルールの確認・運用状況調査結果の還元を行ったことにより、医療介護連携の更なる促進に繋がった。
- ・相互交流体験事業圏域版マニュアルを活用し、医療機関と地域支援機関が主体的に相互交流を実施した。
- ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムについて、圏域における7つの課題と取組内容及び他圏域における取組を共有し協議を行うことで、各市町村における機運が高まった。
- ・在宅難病患者の療養支援について、支援者が適宜情報を共有し、病状の変化に応じて療養生活を支援することができた。

今後の方向性・改善計画等

- ・入退院時情報共有ルールの運用において退院時連絡率が低下しているため、2040年を見据えた新たな地域医療構想の視点も踏まえ、地域包括ケアシステムの深化に向けた関係者間での課題の共有・連携強化を推進する。
- ・相互交流体験事業圏域版マニュアルを活用して、各施設における地域包括ケアシステムを支える人材育成を支援する。
- ・精神障がい者に関して、地域関係者と医療機関との連携促進に向け、にも包括企画会議をコアとした取組を行う。
- ・難病患者に関して、地域包括ケアシステムの推進に向け、保健所と医療機関との更なる連携推進を目指した取組を実施する。

Ⅲ グリーンアップおおいたの推進

事業の実施状況

- 1 (1)「グリーンアップおおいた地域推進会議」の東部及び国東地区での開催 東部 1回実施、国東 1回実施
(2)グリーンアップおおいたアドバイザー制度の周知 東部6回、国東12回／目標 東部・国東 合計10回
- 2 (1)立入計画に対する事業場排水監視・指導実施率 100％／目標100％（東部28件、国東5件）
(2)浄化槽新規設置者等に対する浄化槽維持管理の啓発
法定検査未受検者及び不適正判定浄化槽に対する指導 100％／目標100％（東部212件、国東102件※12月検査実施分まで）
- 3 産業廃棄物処理施設への立入調査、指導 全施設実施／目標 全処理施設（東部36件、国東：15件 ※延べ数）
- 4 解体工事現場への立入検査件数 東部55件／目標 30件、国東23件／目標17件

事業の成果等

- ・グリーンアップおおいた地域推進会議の開催等により、団体間における地域の課題等の共有や交流が促進された。
- ・事業場の排水監視や浄化槽管理者への維持管理指導を着実にを行うことにより、良好な水環境の保全に寄与した。
今年度は過去の法定検査未受検者への文書指導も別途実施しており、法定検査の指導のみならず、廃止や管理者変更等、台帳の整備も実施した。
- ・産業廃棄物処理施設等への立入検査を行うことにより、適正処理を促進し、廃棄物の減量化・再資源化を推進した。
- ・解体工事現場への立入検査を行うことにより、アスベストの飛散防止・適正処理を推進した。

今後の方向性・改善計画等

- ・グリーンアップおおいた地域推進会議の開催等により、地域の課題等の共有や団体間の交流などを促進し、美しく快適な環境の保全や地域づくりを推進する。
- ・大気・水環境の保全及び産業廃棄物対策については、今年度の取組を継続しつつ、循環型社会の形成を推進していく。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

事業の実施状況

- 1 電子申請等ICT化により効率化を図った業務数
東部8件：ふぐ処理者関係手続及び温泉利用許可申請の窓口業務電子化の試行
結核接触者健康診断手続きの電子化（Kintone）等
国東：医療機関立入検査の電子化作業部会に参加（10回）、Kintoneによる結果のとりまとめ等を試行
- 2 キャッシュレス収納率の向上
キャッシュレス及び現金自動収納可能な公金収納の実施率 99.9% / 目標 令和6年度以上（99.9%）
- 3 災害時の情報収集に関する所内研修の実施 EMIS入力研修 1回 / 目標 1回
- 4 ITスキル向上に関する所内研修実施 DXアドバイザーによる保健所DX研修 1回 / 目標 1回

事業の成果等

- ・デジタル技術を積極活用することで、事務の迅速性や正確性が向上するとともに、県民の利便性が向上した。
- ・収納事務においてキャッシュレス対応が進み、県民の利便性が向上した。
- ・EMISを活用した医療機関の被害情報収集及び被災状況の代行入力を行う研修の実施により、災害時における迅速かつ効率的な情報収集体制の強化が図られた。

今後の方向性・改善計画等

- ・保健所業務のDXを引き続き推進し、業務の効率化・迅速化、県民サービスの更なる向上を図る。